社会福祉法人　大阪府障害者福祉事業団

令和９年度 こども発達支援センターSun（サン）利用に関するお願い

- 傷害保険の個人加入について療育時の不慮の事故・怪我また他の利用者および設備等の損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがございます。そのため、療育を受けられる場合は、その損害に備えて障がい児を対象とした傷害保険・損害保険に加入されることをおすすめいたします。

- 療育時の兄弟姉妹児の同伴につきましては、プログラムの内容によっては、兄弟姉妹児、特に小さなお子さまの療育室への入室をお断りする場合がございます（別室でお待ちいただきます）。

- 見学者および研修生につきましては、本事業の重要性や療育の必要性を広くご理解いただくために、受け入れを予定しております。受け入れに際しましては、個人情報の保護および療育を受けられる児童への影響等には充分留意いたします。

- 療育活動時のビデオ・写真撮影および外部での使用につきましては、ご家族や教育関係者等の研修の目的で、療育場面のビデオや写真を使用する場合がございます。なお、使用に際しましては、別途個別に確認させていただきますので、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

- 当センターでは、療育を受けられる児童の保護者の方を対象として、保護者研修会を年１０回程度予定しております。 必ず受講していただきますようお願いいたします。

- 本事業の療育期間は１年間となっております。何らかの事由で当センターの利用を中止される場合は、最終療育日の１ヶ月前までに所定の用紙に必要事項をご記入いただき、利用中止の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- 個人の都合による欠席に伴う療育日の振り替えはございません。30 分以上遅刻される場合は、欠席扱いとさせていただく場合がございますので、事前にご連絡いただきますようお願いします。また、年度途中での療育日や時間帯の変更はお受けできません。

- 利用決定後、児童発達支援または放課後等デイサービスの受給者証の申請が必要となります。手続き等の詳細につきましては、療育利用決定後の契約説明会でご説明させていただきます。